

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年4月2日 05時00分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市 <small>いおり</small> 庵崎東方沖 佐世保港弁天島灯台から真方位178°3,450m付近 (概位 北緯33°06.9′ 東経129°43.0′)
事故の概要	引船東進丸は、台船港湾20号をえい航して西南西進中、また、漁船吉栄丸及び漁獲物運搬船くろしおは、接舷した状態で漂泊中、港湾20号とくろしおとが衝突した。 くろしおは、左舷船首部外板の亀裂等を生じ、吉栄丸は、左舷船首部ビットに割損を生じた。
事故調査の経過	平成28年5月13日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 東進丸、19トン 292-40732長崎、佐世保港湾運輸株式会社 B 台船 港湾20号、約417トン なし、佐世保港湾運輸株式会社 C 漁船 吉栄丸、15トン NS2-24058（漁船登録番号）、株式会社吉永 D 漁獲物運搬船 くろしお、全長約21m なし、株式会社吉永
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 C 船長C、一級小型
負傷者	なし
損傷	A なし B なし C 左舷船首部ビットに割損 D 左舷船首部外板に亀裂を伴う凹損、右舷船尾部ビットに折損
気象・海象	気象：天気 曇り、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏 月出時刻：02時11分ごろ（月齢 23日）
事故の経過	A船は、B船をえい航して法定灯火を表示し、船長Aが船橋当直につき、約7ノットの対地速力で手動操舵により西南西進した。 船長Aは、左舷方の米軍艦船及び大型貨物船の明かりに注意を向けて航行していたところ、右舷船首方至近にD船を認めた。 C船は、D船を左舷側に横抱きにし、機関を中立運転として、船首

	<p>を南方に向けて漂泊していた。</p> <p>船長Cは、左舷方から接近してくるA船引船列の灯火を視認し、前方を安全に通過していくものと思い、漂泊を続けていたところ、B船の右舷側がD船の左舷船首部に衝突したものの、A船引船列が立ち去ったので、C船で追跡し、船長Aに衝突の事実を告げた。</p> <p>C船は、マスト灯、舷灯及び船尾灯を、D船は、赤色及び青色の点滅灯をそれぞれ表示していた。</p>
分析	<p>A船引船列は、船長Aが、左舷方にいた船舶の明かりに注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、C船及びD船に気付かなかったものと考えられる。</p> <p>C船は、船長Cが、左舷方から接近してくるA船引船列の灯火を認めたものの、C船及びD船の船首方を安全に通過していくものと思い、見張りを適切に行っていなかったことから、A船引船列が衝突のおそれのある態勢で接近してくることに気付かずに漂泊を続けたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、船長Aが、左舷方にいた船舶の明かりに注意を向け、船首方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Cが、A船引船列に対する見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、常時適切な見張りを行うこと。